

東京都地域医療構想推進事業（開設後人件費支援）費補助金
 交付要綱第3及び第4の知事が別に定める医療機能の施設基準等

<p>第3における補助対象とする 医療機能の施設基準</p>	<p>「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定める回復期リハビリテーション病棟入院料（1から6まで）及び地域包括ケア病棟入院料（1から4まで）又は地域包括ケア入院医療管理料（1から4まで）の施設基準</p>
<p>第3における補助対象とする職員</p>	<p>医師 及び リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。）</p>
<p>第4の表第1欄における基準額</p>	<p>1名当たり 医師 14,400千円 リハビリテーション専門職 4,800千円</p>
<p>第4の表第2欄における 補助対象人数の上限</p>	<p>1医療機関当たり 医師 1名 リハビリテーション専門職 3名</p>